

## 農薬取締法に基づく 農薬販売に関する届出様式への押印および署名が不要になります

令和3年2月15日  
滋賀県病虫害防除所

国および地方公共団体における、押印原則、書面主義および対面主義の見直しの動きを踏まえ、農薬販売に関する届出（新規届、変更届、廃止届、但し毒物および劇物に関する届出を除く）への「記名押印または署名」を不要とし、「氏名または名称および代表者の氏名」（役職および代表者氏名）の記入に変更します。

併せて、電子メールによる届出についても認めることとしました。

なお、届出にあたっては、下記のとおり取り扱いますので、注意願います。

### 記

#### 1、記名押印および署名の省略について

- ・押印および署名は不要ですが、担当者の氏名および連絡先（電話番号）の記載をお願いします。届出後に届出内容の確認を行います。
- ・押印または署名された届出については、従来と同様に受理します。

#### 2、電子メールによる届出について

- ・電子メールに届出のファイルを添付して送信することや、ウェブサイトからファイルをダウンロードできるようにすることによる届出を認めます。
- ・届出のファイル形式はPDFのみとします。
- ・届出の際、担当者の氏名および連絡先（電話番号）の記載が必要です。届出後に届出内容の確認を行います。電子メールの本文または届に記載をお願いします。
- ・電子メールによる届出は、以下で受け付けます

滋賀県病虫害防除所：gc70@pref.shiga.lg.jp